

しょくしんのローンをご利用中の方へ

「定年延長への対応の取扱いについて」

いつもしょくしんをご利用いただき、ありがとうございます。

この度、法改正等によって、定年の年齢が延長され、以後、給料月額が7割になることから、それによる返済負担を緩和するために、それぞれのケースによっていくつかの取扱い方法をご用意しています。

この度、返済方法のご相談受付を開始いたしますので、ご案内します。

◎対象となる方

- ◆従来の定年が令和7年3月31日だった方（定年延長対象者）
- ◆7割措置により年間返済額が年収の35%を超える（月々の返済が困難になる）方
- ◆従来の定年に達して以降、そのまま一般職員として勤務を継続する方
（再任用となる方は対象外です。）

◎ご相談の受付（予約制 各日、原則として16時以降）

- ◆ご相談受付 令和6年6月3日（月）～令和7年1月31日（金）
- ◆変更手続受付 令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）

◎申込方法

- ◆相談を希望される方は、次のいずれかの方法でお申込みください。

「しょくしん 定年延長への対応の取扱い ご相談申込票」に必要事項をご記入の上で、

- ①しょくしん宛に庁内メールで送付。
- ②データを添付の上、メール送信。

- ◆しょくしん担当スタッフよりご連絡しますので、それまでお待ちください。

※返済方法等の変更の取扱いは令和7年4月ご返済分からのため、時間に十分余裕がありますので、ご安心ください。

※対応できるスタッフ数が限られているため、電話でのお問い合わせはお控えいただくよう、ご理解とご協力をお願いします。